

第3期データヘルス計画

兵庫県建築健康保険組合

1 データヘルス事業の背景と目的

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」では、すべての健康保険組合（以下「健保組合」という。）に対して、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画（データヘルス計画）の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めることとされた。

厚生労働省は、平成26年3月31日に「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を改定した。この指針の内容に沿って、健保組合は保健事業を実施していくことになるが、改定内容の柱となるのが「データヘルス」である。

具体的には、すべての健保組合が、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、健診結果や医療費データ（レセプト）を活用して、「データヘルス計画」を策定して事業を実施していくことになる。計画の策定と事業の実施にあたっては、PDCAサイクルによる事業展開が求められている。つまり、データ分析によって加入者や事業所の健康課題を明確にして目標値の設定を含めた保健事業計画を立案（Plan）し、保健事業の実施（Do）及び事業の評価（Check）を行い、さらに必要に応じて事業の改善・修正（Act）を行って次期事業へ反映していく、というものである。

健診データと医療費データを突き合わせて分析することで、加入者の現在の健康状態と将来の疾病リスクを把握することができ、対象者に合ったきめ細かな保健事業計画の策定が可能になる。事業内容としては、「健康づくり」「生活習慣病予防の動機づけ」「糖尿病等の重症化予防」「医療・健康に関する情報提供」などが考えられるが、実際は、健保組合ごとの特性に応じた計画が策定される。

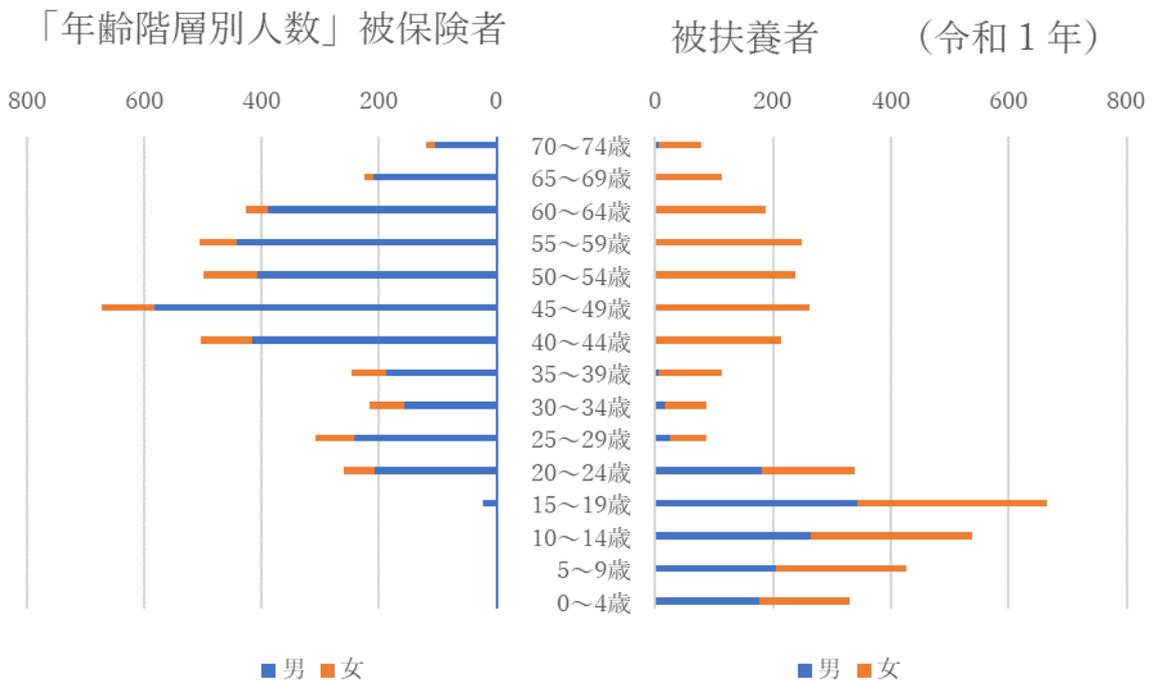
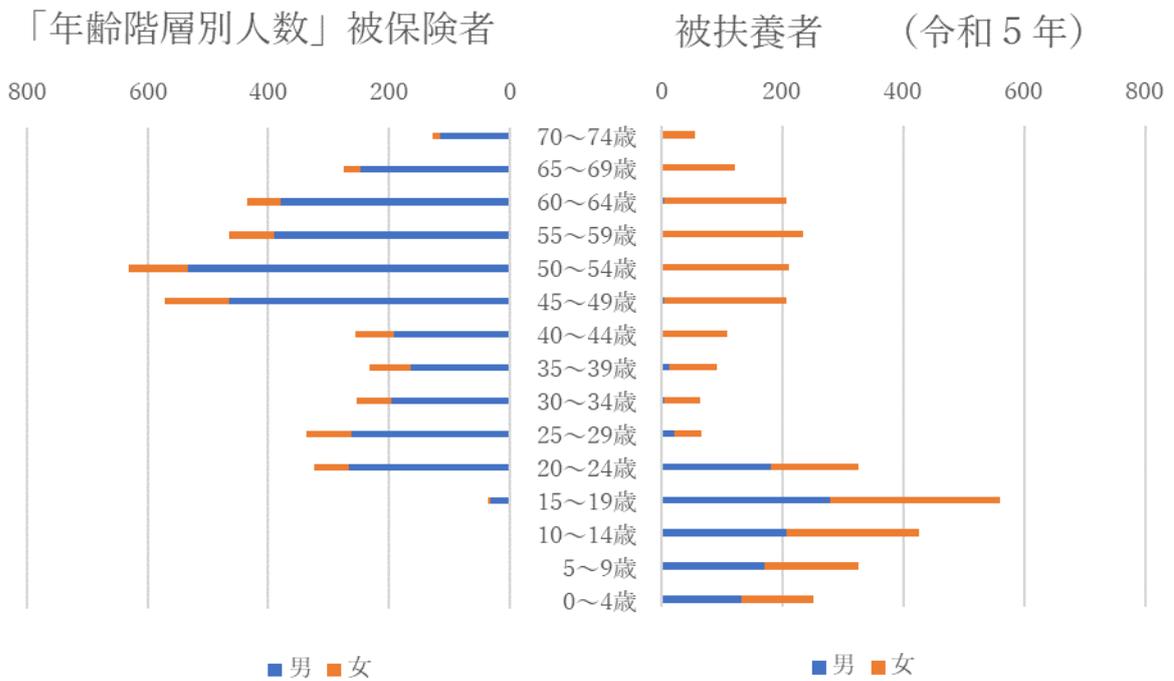
データヘルスは、すべての医療保険者に実施が課せられているが、まず健保組合が先駆けて事業をスタートする。具体的なスケジュールは、すべての健保組合が平成26年度中に「データヘルス計画」を策定し、この計画に基づいた保健事業を平成27年度から実施する。事業の実施期間は、特定健康診査・特定保健指導の実施期間と足並みをそろえるために、第1期は平成27年度から平成29年度までの3年間でスタートし、現在、平成30年度からの第2期計画が、6年サイクルで令和5年度まで実施されている。

令和6年度から第3期をスタートさせるにあたり、当兵庫県建築健康保険組合（以下、当建築健保組合）の健康課題を明らかにし、データを活用した効果的・効率的な保健事業を実施することで、被保険者・被扶養者の健康の保持・増進をはかり、医療費の適正化により財政の健全化を目指す。

2 当建築健保組合の現況と分析

(1) 加入者の状況

被保険者は、男性が82% (3,241人)、女性が18% (700人) であり、被扶養者は、男性が31% (1,027人)、女性が69% (2,236人) である。(令和5年12月末日時点)



全体の年齢構成は、40歳代後半から60歳代前半が最も多い。

5年前の令和1年と比較すると、被保険者では40歳以上の塊が少し形を変化させて45歳以上の塊となり上方向に移動している。今後も団塊ジュニア世代は年齢構成に影響を与えると見込まれる。

被扶養者では、19歳以下の構成人数が398人減少し、ほぼすべての年代で減少している。このことは短時間勤務者の加入促進や少子化の影響を色濃く反映している。

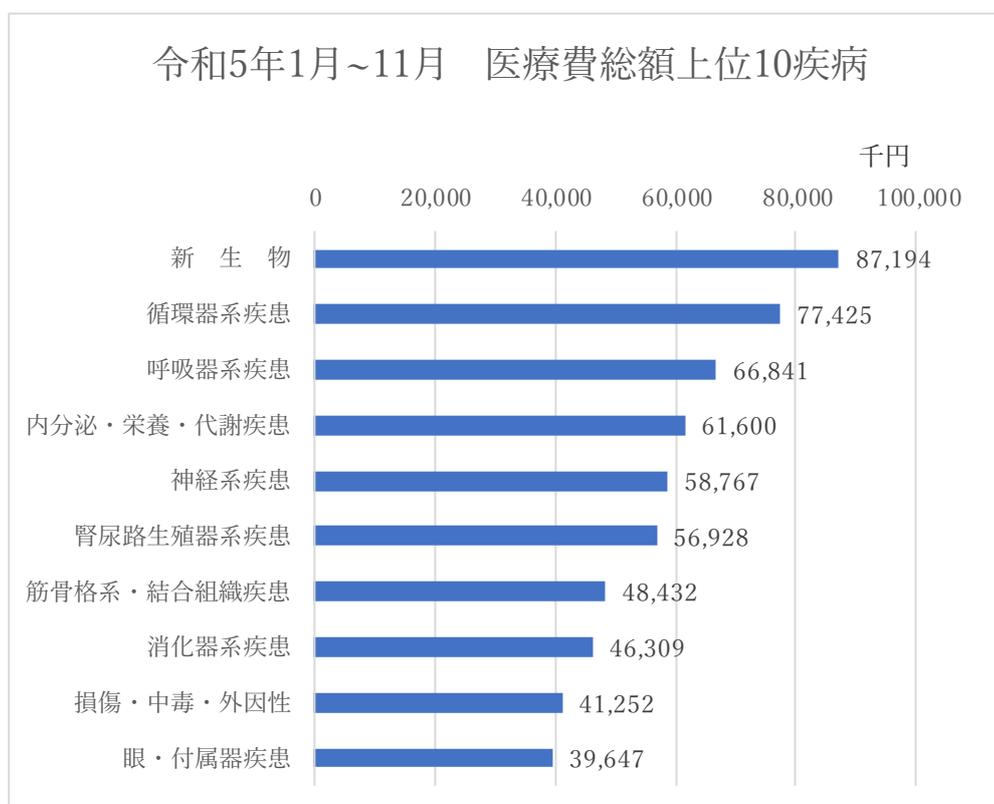
65歳以上の前期高齢者は全体で47人増加している。55歳以上の構成人数は令和1年と大きく変わらないことから、今後10年間は微増で推移していくものと考えられる。

(2) 医療費の状況

診療1件当たりの医療費は新生物(がん)や心筋梗塞・脳梗塞などの循環器系疾患が高額であり、さらに一定の件数があるため医療費が多くなっている。

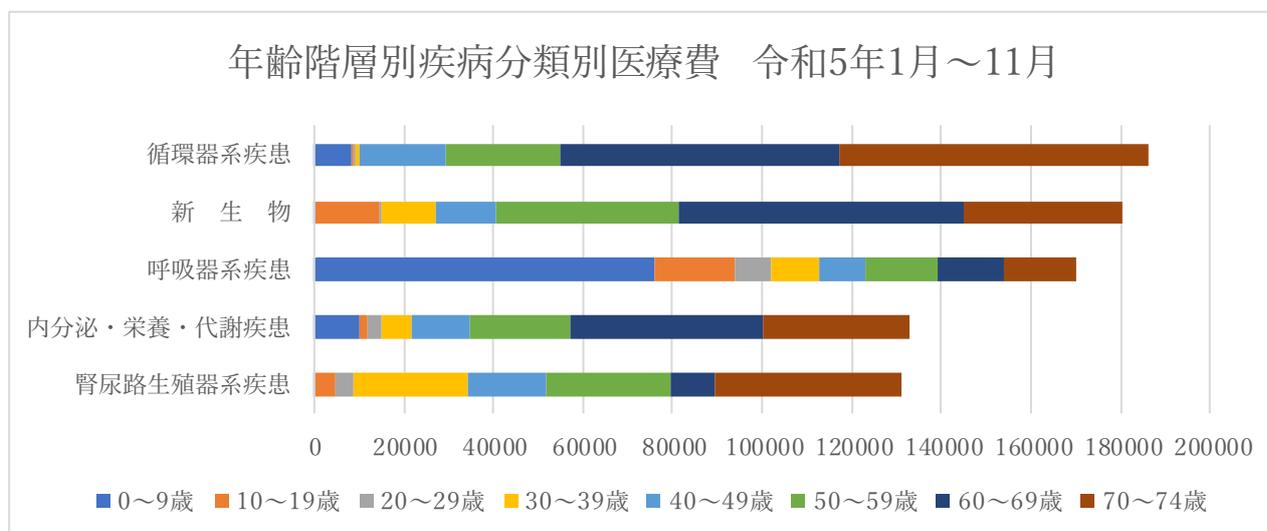
生活習慣病である内分泌・栄養・代謝疾患の医療費も多く、継続的に投薬・治療が必要であり、有病者が多いため医療費に占める割合が大きい。

直近5年間では、新生物、循環器系疾患が上位2疾病で変わらず、呼吸器系疾患、代謝系疾患、筋骨格系疾患のいずれかが上位3疾病に入っている状況である。



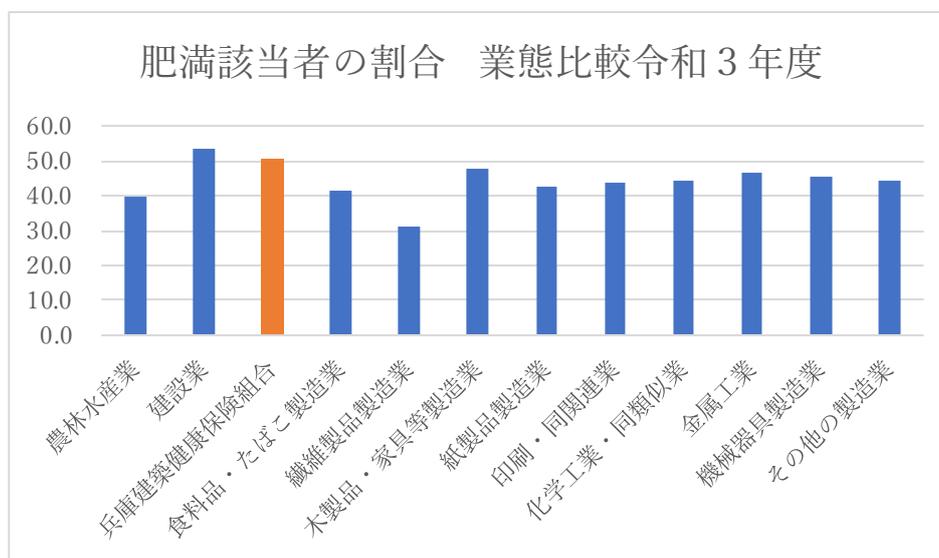
(3) レセプト分析

- ① 生活習慣病である内分泌・栄養・代謝疾患および循環器系疾患が医療費に占める割合が大きい。特に、高年齢層において顕著である。
- ② 構成人数の影響もあるが、50歳代以上が医療費の大半を占めている。今後は有病者が高齢者になっていくことで、さらに医療費の増加が懸念される。
- ①、②のことから、30歳代、40歳代から生活習慣を改善し、将来の生活習慣病発症を防ぎ、また重症化させないことは、被保険者の健康増進だけでなく、今後の医療費の伸びを抑えることにもつながると考える。

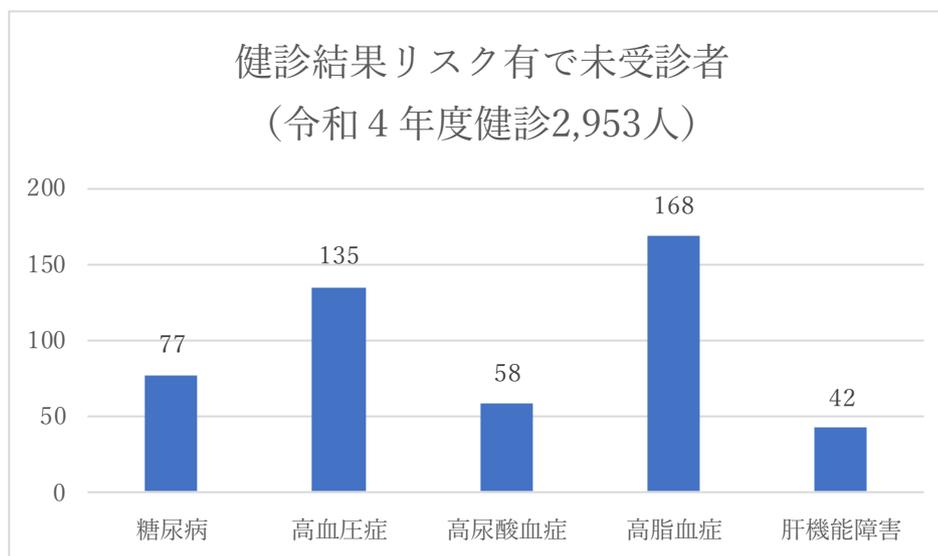


(4) 健診結果分析

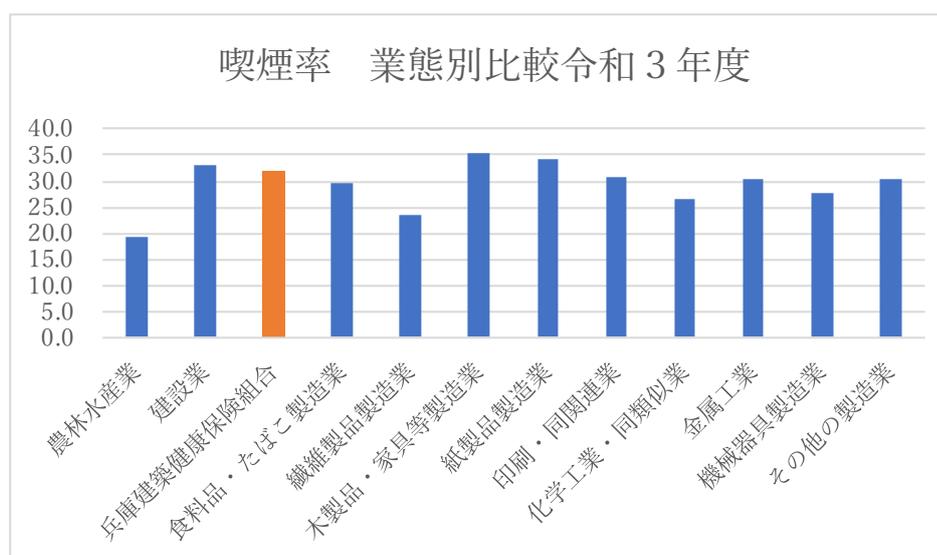
- ① 肥満該当者の割合が高く、生活習慣病の発症リスクが高い状況である。



- ② 生活習慣病リスクが高い者が一定数存在しており、高リスクでありながら医療機関を受診していない者がいる。



- ③ 被保険者の喫煙率は31.8%で減少傾向が続いているが、依然として高い状況である。減少傾向の背景は、非喫煙者が増加していることに加えて、喫煙率の高い男性の人数が減少し、喫煙率の低い女性が増えていることも影響していると考えられる。



(5) 当建築健保組合の健康課題

① 生活習慣病の予防

被保険者の肥満割合が高く、健診結果では生活習慣病のリスク有者が高い割合で存在している。特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率を向上させることで、生活習慣病リスクの自己把握とヘルスリテラシーの向上をはかる。

特定健康診査・特定保健指導事業を推進するためには、事業主・被保険者・被扶養者の理解と協力が必要であり、事業主と当建築健保組合との連携を一層深め、「ひょうご健康企業宣言」を推進するとともに、「健康経営」の理念を浸透させることとする。

また、被扶養者の特定健診受診率が低いことから、受診勧奨と受診機会の拡大につとめる。

② 生活習慣病の重症化予防

肥満により高血圧、高血糖、脂質代謝異常などに複数該当する状態をメタボリックシンドロームといい、心疾患・脳血管障害などの血管病、腎不全など重篤な疾患を発症するリスクが高まる。

肥満割合、生活習慣病の発症リスク、生活習慣病の有病者が多いことから、重点的に対策を行う。

③ がんの早期発見と早期治療

がんは発見が早ければ早いほど、適切な治療で治すことができる病気である。がんを早期発見するためには、がん検診が極めて重要になることから、がん検診の受診機会の拡大を図ることとする。

④ 禁煙対策

喫煙は、肺癌、口腔・咽頭癌、喉頭癌、食道癌等の多くのがんや虚血性心疾患、脳卒中、歯周病等との因果関係が科学的に明らかになっている。また、たばこに含まれるニコチンによる依存という視点から捉え、保険診療による禁煙治療を推進していくことも重要である。

(6) 令和4年度保健事業の実施状況

事業名	事業の目的および概要	実施状況・時期
特定健診	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主に定期健康診断受診結果の提供と未受診者への受診勧奨の協力を依頼し、受診率向上を図る。 ・ 被扶養者の受診機会を増やすため、一般健診機関、巡回健診、施設型健診を導入する。 	<p>【受診率】</p> <p>被保険者 90.9%</p> <p>被扶養者 38.0% 全体 74.6% (5.6.5 現在)</p> <p>令和4年5月25日に、受診券を被扶養者・任継あて送付。</p> <p>一般：1,263名、任継：74名</p> <p>一般医療機関、巡回健診、イベント型健診での受診を案内。</p> <p>未受診者対策として令和4年9月の被扶養者調書に注意喚起文を記載し、受診勧奨を実施。</p> <p>令和4年12月17日、未受診者928名にリーフレットとオプション測定を無料で受けられる巡回型健診の</p>

		案内を同封し受診勧奨を実施した。また、令和5年2月に、データ提供を目的にした一般健診補助請求が未提出の事業主に対して提出依頼を行った。
健診結果情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に基づき適切な生活習慣改善や医療機関受診に結び付けることを目的に、事業主に情報提供を求める。 ・定期健康診断や人間ドック受診の補助金を支給し提供を促す。 ・特定保健指導該当者に保健指導を受診勧奨する際には、特定保健指導委託事業者より健診結果情報に基づいた情報を面談やICTを使って提供し、保健指導に結び付ける。 	補助金未請求の事業主に提出勧奨を実施した。
特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の受診勧奨時に、リスクの高い健診結果が生活習慣病を引き起こすことを認識してもらうためのパンフレットを送付し、特定保健指導の実施を促す。 ・特定保健指導を、直接面談だけでなくICTを使った面談や運動を主体にした指導、モデル実施も取り入れた3社の事業者へ委託し、取組み易い保健指導にする。 ・特定保健指導の案内に対して、未回答者には、該当事業所に対して文書での勧奨を実施する。 ・保健指導を受けると回答のあった者に対しては、確実に実施してもらえるよう委託業者と連携して該当者に案内する。 	<p>令和5年3月31日時点 動機付け指導対象者</p> <p>被保険者：238名利用者37名 実施率15.5% 被扶養者：17名利用者4名 実施率23.5%</p> <p>積極的指導対象者</p> <p>被保険者：638名利用者101名実施率15.8% 被扶養者：28名利用者5名 実施率17.9% 全体 16.0%</p>
健康管理委員会の開催	年2回（10月・3月）実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理委員会 <p>令和4年11月、令和5年3月に実施した。</p>
機関紙・ホームページによる情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・健康啓発を目的として、実施予定の保健事業の詳細や健康に関する情報を提供するため、機関紙を年12回発行する。 ・ホームページの更新をその都度実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機関紙「掲示板」を毎月発行し、全事業所に送付した。 ・ホームページは必要に応じて更新した。 ・年間1回、5月には全被保険者の自宅あて送付した。
医療費通知	・医療費に対する認識及び関心の向上を目的として、2月に該当者全員に通知する。	令和5年2月に、医療費通知を世帯単位で全件通知した。通知件数4,730件（任継別19件）
後発医薬品使用促進通知	後発医薬品利用の推進・啓発を目的に差額通知を年2回（9月・3月）発送する。	<p>令和4年9月と令和5年2月の年2回実施した。</p> <p>令和4年9月 削減効果500円以上：540名（任継14名含）</p> <p>令和5年2月 削減効果500円以上：493名（任継8名含）</p> <p>に対して後発医薬品促進通知を送付した。</p>
母子保健指導書の配布	乳児の健康管理を目的とした月刊誌を該当者に1年間配布する。	<p>年間を通じて、子供が生まれた家庭に対して、育児雑誌（月刊「赤ちゃんど！」、お誕生日号他全3点とファイル）を送付している。</p> <p>令和4年度：39名</p>

保険財政収支状況通知	年4回(5月・8月・11月・2月)に全事業所、事業所の収支状況を送付する。	年4回(5月・8月・11月・2月)、全事業所の収支状況を送付した。
一般健康診断に係る定期健康診断補助	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断補助として一人3,000円を事業主に対して補助することにより、一般健診の実施をうながす。 ・補助金未請求事業所に対して、補助金請求とデータ提供を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して定期健康診断の補助として一人3000円を支払うことにより健診の実施を促した。
人間ドック・生活習慣病健診補助	35歳以上の希望者(被保険者・被扶養者)を対象として、費用負担した被保険者及び事業主に健診費用の一部として、一泊、日帰り、2時間共通で10,000円を補助する。	35歳以上で、受診期間4月1日から翌年1月31日までに受診した、人間ドック・兵庫県2時間ドック・生活習慣病予防健診について、健診費用を負担した事業主・被保険者に対して、補助を行った。 補助人数 被保険者：865名 被扶養者：25名
がん検診補助	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者・30歳以上の被扶養者(子宮がん検診は20歳以上)を対象に、①肺がん②胃がん③大腸がん④乳がん⑤子宮がん⑥前立腺がんの費用の内3,000円以内の実費を補助する。 ・簡易な郵送自己検診は健診費用の一部を補助する。 	被保険者・30歳以上の被扶養者(子宮頸がんは20歳)を対象として、4月から翌年2月末までに請求のあった被保険者に対して補助した。 がん検診 被保険者：571名 被扶養者：35名 郵送自己検診：827名
B型肝炎検査	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者・30歳以上の被扶養者を対象として実施し、被保険者が500円負担する。(被保険者・被扶養者期間中に1回受診できる。) 	被保険者・被扶養者期間中に1回受診できる。 被保険者・30歳以上の被扶養者を対象として、郵送自己検診により実施した。 令和4年度：20名
インフルエンザ予防接種補助	インフルエンザ予防接種を受けた被保険者・被扶養者を対象に、費用負担した被保険者・事業主に対して、費用の内1,500円以内の実費を補助する。	令和4年9月から令和5年2月まで、インフルエンザ予防接種を受けた被保険者・被扶養者について費用負担した事業主・被保険者に接種費用の一部を補助した。 補助人数 被保険者：887名 被扶養者：607名
事業所訪問保健指導事業	事業所からの希望により、被保険者等の健康相談や事業所の健康課題に関する研修等を実施する。	事業所からの希望により令和4年度中に健保連兵庫連合会共同設置保健師を派遣し、研修を3回実施した。
禁煙対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙対策の広報を実施する。 ・共同事業である禁煙支援プログラムへの参加を推奨する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健保連サポート事業として継続して実施し、申込期間は令和4年4月1日から令和5年2月末までで、アプリを利用して6か月間のビデオ通話による禁煙サポートを実施した。参加者：1名
前期高齢者対策(重症化予防)	前期高齢者になる前の50歳～64歳の被保険者を対象に、令和3年度の健診結果で血圧・脂質・血糖値が高い該当者に対して重症化を予防するプログラムに参加してもらうことで、生活習慣病になるリスクを下げる。	6月健診結果データを引き渡してスタート 対象者618名 参加者16名
心疾患・脳血管疾患の既往者対策 重症化予防	レセデータと健診結果から、過去に心疾患・脳血管疾患の既往があった者で、該当数値の悪い者上限10名に対して医療専門職による健康相談や機器を用いたモニタリング、経過レポートの発行により生活習慣の改善を図る。	健診結果データを6月に引き渡し 実施上限人数10人とした。 参加者2名

線虫によるがんスクリーニング	40歳～74歳の被保険者で、希望者に対して線虫によるがん一次スクリーニングを実施し、リスクの高い者には二次検査を斡旋する。新生物にかかる医療費を削減するため、早期発見・早期治療に結び付ける。	12月中申込 参加者 205名 自己負担額 7000円
健診前チャレンジ	年3回の実施期間（4年度は初回のため1回）を設け、健診前チャレンジにより減量することで若年層も含む加入者に生活習慣を改善する意識づけを行い、生活習慣病になるリスクを減らす。 6健保組合の共同事業方式の代表組合になっており、予算額は他健保組合分を含む。	事業所の一般健診の時期を調べて健診の3か月前に事業主、健康管理担当者宛てに参加を促した。 参加者 21名
特定健診未受診者に対する生活習慣病セルフチェック	受診勧奨を行ったにもかかわらず受診しない特定健診の未受診者に、簡易血液検査と健診啓蒙冊子とアンケートを送付し、検査を受けてもらうことで健診意識を高め次年度の特定健診受診につなげる。	令和4年10月に未受診者の内、生活習慣病で治療中の者を除く238人に送付。 郵送による血液検査申込者 30名。
Webジムによる健康サポート	スポーツ関連業務を主とする業者が実施する、Webによる健康プログラムに参加してもらい3か月間継続することで運動習慣をつける。	アプリを利用した運動指導 令和4年6月登録開始
巡回歯科健診「ファミリー歯科健診」	本年から全国規模の共同事業となった歯科健診事業に参加する。近畿管内を巡回して歯科健診を実施し、歯科医師による健診・相談、歯科衛生士による口腔内清掃・衛生指導を受けてもらう。	近総協健診共同事業会に参加、年間2回前期と後期に分けて実施。 参加者：被保険者 18名 ：被扶養者 5名
扶養家族の健康づくり啓発事業 つよい子になるぞキャンペーン	3歳から9歳までの子どもがいる世帯に対して、手洗い・うがい・歯磨きを奨励するシール付き情報提供冊子を配布し、3か月間実行できたらシールを貼付したものとアンケートを返送してもらい、記念品を贈る。	令和4年11月に3歳から9歳の被扶養者を有する被保険者に3か月間カレンダーとアンケート用紙を送付。
健康企業宣言	趣旨を理解いただき、健康企業宣言をする事業所数を増やす。	広報誌「掲示板」で、エントリーした事業所を掲示板で紹介した。
家庭常備薬の斡旋	希望者に年2回（7月・11月）実施	令和4年7月及び11月に希望者812名に対して、委託業者により有償斡旋した。

3 健康課題の改善に向け、第3期において実施する保険事業と目標

(1) 生活習慣病予防

目的	<p>本事業は、生活習慣病の発症予防を目指し特定健診を実施することで、メタボリックシンドローム該当者や糖尿病・高血圧症の疑いのある対象者を把握し、保健指導や医療機関受診につなげることを目的とする。</p>
事業内容	<p>(1) 特定健診。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に内臓脂肪の蓄積に着目した上で、生活習慣病の危険因子の把握をする。 ・被扶養者及び任意継続被保険者については、当組合が主体となって特定健診を行い、健診結果を回収しデータ化する。 <p>(2) 一般健康診断に係る定期健康診断補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所で行う定期健康診断に対して健診結果データを提供してもらうことで一人3,000円以内の実費を事業主に対して補助することにより、一般健診の実施を促す。 ・補助金未請求事業所に対して補助金の請求とデータ提供を促す。 <p>(3) 健診前チャレンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の直前に減量することで、自身の健診結果の変化を実感してもらい、肥満による生活習慣病リスクを減らす。特定健診対象者となる前の35歳以上の被保険者を対象とする。 <p>(4) 特定健診未受診者に対する生活習慣病セルフチェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨を行ったにもかかわらず受診しない被扶養者の未受診者の内、希望者には簡易血液検査と健康啓蒙冊子とアンケートを送付し、検査を受けてもらうことで健診意識を高め次年度の特定健診受診につなげる。 <p>(5) 事業所訪問保健指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所からの希望により、被保険者等の健康相談や事業所の健康課題に関する研修などを実施する。 <p>(6) 健康管理委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回 <p>(7) 巡回歯科検診「ファミリー歯科検診」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿管内を巡回して歯科健診を実施し、歯科医師による健診・相談、歯科衛生士による口腔内清掃衛生指導を受けてもらう。 <p>(8) 家庭常備薬の斡旋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望者に年2回（7月・11月） <p>(9) 機関紙・ホームページによる情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康啓発を目的として、実施予定の保健事業の詳細や健康に関する情報を提供するため、機関紙を年12回発行する。 ・ホームページの更新をその都度実施する。 <p>(10) 健康企業宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨を理解してもらい、ひょうご健康企業宣言をする事業所数を増やす。
対象者	被保険者・被扶養者

【アウトプット】

- ・被保険者健康診査受診率向上目標
- ・被保険者受診率 94.0%
- ・被扶養者受診率 63.8%
- ・被保険者・被扶養者受診率 85.0%
- ・事業主に依頼

【アウトカム】

- ・メタボリックシンドローム該当者の減少
- ・特定保健指導の対象者の減少

(2) 生活習慣病重症化予防

目的	本事業は、専門職による保健指導を通して、対象者が自身の健康状態について考え、自主的な生活習慣改善の取組を継続的に行うことにより重症化を防ぐことを目的とする。
事業内容	<p>(1) 特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診者のうち、メタボリックシンドロームに関する階層化により対象者を選定して案内し、保健指導を実施し生活習慣病予防につなげる。 <p>(2) 特定保健指導実施（参加）勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主との連携により、特定保健指導の該当者に対し、繰り返し参加を促し特定保健指導の実施につなげる。 <p>(3) 重症化予防プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期高齢者になる前の被保険者を対象に、健診結果で血圧・脂質・血糖値が高い該当者に対して重症化を予防するプログラムに参加してもらう。 <p>(4) 健診結果による再検査・要精密検査の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に加入者の健診結果を把握してもらい、再検査・要精密検査の結果に従い受診を働きかける。
対象者	40歳以上の被保険者・被扶養者。

【アウトプット】

- ・特定保健指導実施率目標 30.0%
- ・特定保健指導対象者の削減 60名
- ・特定保健指導終了者の増

【アウトカム】

- ・生活習慣病による医療費の削減目標 10%

(3) がん検診

目的	がんの医療費が最も多い。がんは発見が早ければ早いほど、適切な治療で治すことができる病気であるため、がんの早期発見を目的とする。
事業内容	(1) がん検診補助 ・被保険者、30歳以上の被扶養者（子宮がん検診は20歳以上）を対象に、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん、の検査費用の内3,000円以内の実費を補助する。 (2) 簡易な郵送自己検診の費用を一部補助する。 ・簡易な郵送自己検診については年2回、案内を送付する。 (3) せん虫によるがん一次スクリーニング検査補助 ・全身のがんリスク判定であり、がん対策のポピュレーションアプローチとして実施する。 検査費用の自己負担は7,000円とする。
対象者	被保険者、30歳以上の被扶養者（子宮がん検診は20歳）

【アウトプット】

- ・がん検診受診率目標 50%

【アウトカム】

- ・がん医療費削減 10%

(4) 禁煙促進

目的	禁煙による健康改善は、禁煙20分後から始まり、禁煙5～15年でがんや脳卒中などによるリスクが減少する。禁煙によって離脱症状から解放され、ストレスが低下して精神的健康度を改善させることを目的とする。
事業内容	・アプリを利用して禁煙サポートを行う。（卒煙プログラム） ・健康管理委員会の開催：年2回 ・事業主に協力依頼 ・広報誌「掲示板」やホームページ「保健事業のご案内」に掲載
対象者	喫煙者

【アウトプット】

- ・禁煙サポートプログラムの参加者 各年10人

【アウトカム】

- ・喫煙者の減少 10%

4 第3期データヘルス計画の作成、提出、公表等

- (1) 「第3期データヘルス計画」は令和6年3月末までに「データヘルス・ポータルサイト」において作成し、登録することにより国へ提出する。なお、令和5年度決算により見直しが必要な場合は、修正を行う。

(参考)

「データヘルス・ポータルサイト」は、平成27年度より全国的に開始された保険者のデータヘルスのPDCAの取組を支援するとともに、データヘルス計画の推進に役立つ様々な情報の一元化を図り、データヘルスの推進に関わる全てのステークホルダーにわかりやすく情報提供することを目的として構築されたポータルサイトである。

厚生労働省による「予防・健康づくりインセンティブ推進事業」の一環として、国立大学法人東京大学が運営している。

- (2) 作成した「第3期データヘルス計画」については、ホームページに掲載し周知をはかる。

第4期特定健康診査等実施計画

兵庫県建築健康保険組合

1 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の目標実施率を以下のように定める。

目標実施率

	4年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被保険者(%)	91.2	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0
(人)	2505	2512	2526	2540	2553	2568	2581
被扶養者(%)	38.4	42.4	46.7	50.9	55.2	59.6	63.8
(人)	448	495	545	595	645	695	746
被保険者+被扶養者(%)	75.5	76.8	78.4	80.1	81.7	83.4	85.0
(人)	2953	3007	3071	3135	3198	3263	3327

2 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率を30.0%とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の目標実施率を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者+被扶養者)

	4年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者(人)	3913	3913	3913	3913	3913	3913	3913
特定保健指導対象者数(人)	700	690	680	670	660	650	640
目標実施率(%)	13.6	16.2	19.0	21.8	24.7	27.7	30.0
実施者数(人)	95	112	129	146	163	180	195

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

特定健康診査・特定保健指導の成果に係る目標は、特定保健指導対象者数の減少を目標とし、令和11年度までに、令和4年度比で10%以上減少とする。

4 目標実施率を達成するための重点取組

実施率の向上には事業主の協力が不可欠である。個別に重点事業所を選定し、当建築健保組合と事業主が連携強化をはかることで、より高い実施率の達成を目指す。